

申請方法

1 令和4年度住民税非課税世帯

対象世帯に対し、市から確認書等を送付します(令和4年6月27日から順次発送)。

必要事項を記入後、返送することで、手続きは終了です。

※世帯の中に令和3年12月11日以降複数回転居した方がいる場合、確認書が届かないことがあります。その際はお問い合わせください。

2 家計急変世帯

収入減少の状況などについて、個別に相談・確認のうえ、申請が必要となります(申請者は世帯主)。申請書など必要書類を取得し、窓口申請してください。

(1) 受付窓口・書類配布場所 社会福祉課、笠間支所福祉課、岩間支所福祉課

(2) 必要書類

①申請書、申立書

②世帯主の本人確認書類(いずれか1点)

- ・マイナンバーカードのコピー(写真のある面) ・運転免許証のコピー(写真のある面)
- ・健康保険証のコピー(氏名が記載されている面) ・在留カードのコピー(写真のある面) など

③振込先口座の確認書類(いずれか1点)

- ・振込先口座の通帳のコピー ・振込先口座のキャッシュカードのコピー

④「任意の1か月の収入」または「令和4年中の収入見込額」の確認書類

- ・給与収入：給与明細書などのコピー ・事業収入など：帳簿などのコピー
- ・年金収入：決定通知書、改定通知書、振込通知書などのコピー
- ・源泉徴収票、確定申告書などのコピー

⑤戸籍の附票の写し ※令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ

受付期間

1 令和4年度住民税非課税世帯 令和4年6月28日(火)～令和4年9月28日(水)

2 家計急変世帯 令和4年6月14日(火)～令和4年9月30日(金)

DV等避難者 配偶者やその他親族からの暴力など(DV)を理由に避難している方

- ・DV等で住民票を動かさず、笠間市に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- ・住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給できます。詳しくはお問い合わせください

⑦ 特設無料人権相談を実施します

問 社会福祉課(内線157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により中止となることがあります。ご理解ご協力をお願いします。

日時 7月20日(水) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原3-2-11)

ひとりで抱え込まずに相談しましょう。

「こころの相談室」保健センター

TEL 0296-77-9145(予約制)

